

IV 資 料

- 1 町民税の種類と概要
- 2 税率一覧表
- 3 たばこ売上本数推移
- 4 平成29年度税制改正の主な内容
- 5 個人住民税所得割の所得控除等
- 6 国民健康保険税の種類と概要

1 町民税の種類と概要

税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率	収入見込額 (H29年度)
町民税	町内に住所を有する個人、 町内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人) …定額課税	個人…3,500円 法人…6万円～360万円	個人均等割… 33,316 千円 個人所得割… 799,758 千円 法人均等割… 63,795 千円 法人税割… 67,254 千円 計 964,123 千円 (43.88%)
			所得割(個人) …前年の所得	6/100 (分離課税が適用される所得にかかるとの特例あり)	
			法人税割(法人) …法人税額又は個別帰属法人税額	12.1/100	
			固定資産(土地、家屋、償却資産)	1.4/100	871,130 千円 (39.65%)
軽自動車税	軽自動車等の所有者	軽自動車等		例:4輪自家用軽自動車 …年額7,200円	57,886 千円 (2.63%)
たばこ税	卸売販売業者等	売渡等に係る製造たばこ	製造たばこの本数	1,000本につき5,262円 (旧3級品は、1,000本につき3,355円)	182,775 千円 (8.32%)
特別土地保有税	土地の所有者又は取得者 * 平成15年度以降は新たな課税は行っていない。	土地の所有又は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100	0 千円
入湯税	入湯客	入湯客数	入湯客数	1人1日につき150円	0 千円
都市計画税	都市計画区域内のうち、別表に掲げる区域内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格(課税標準額)	0.3/100	121,232 千円 (5.52%)
			町税(現年分)計		2,197,146 千円 (100.00%)

(注) 1. 収入見込額 (H29年度) は、平成29年度当初予算額である。
2. 固定資産税には、国有資産等所在市町村交付金を含む。

() は構成比

2 税率一覧表

区 分		年 度				
		29年度	28年度	27年度		
町 民 税	個人均等割		3,500 円	3,500 円	3,500 円	
	法 人 均 等 割	1号法人	60,000 円	60,000 円	60,000 円	
		2号法人	144,000 円	144,000 円	144,000 円	
		3号法人	156,000 円	156,000 円	156,000 円	
		4号法人	180,000 円	180,000 円	180,000 円	
		5号法人	192,000 円	192,000 円	192,000 円	
		6号法人	480,000 円	480,000 円	480,000 円	
		7号法人	492,000 円	492,000 円	492,000 円	
		8号法人	2,100,000 円	2,100,000 円	2,100,000 円	
		9号法人	3,600,000 円	3,600,000 円	3,600,000 円	
法人税割		12.1 %	12.1 %	12.1 %		
固定資産税		1.4 %	1.4 %	1.4 %		
軽 自 動 車	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000 円	2,000 円	1,000 円	
		90cc以下	2,000 円	2,000 円	1,200 円	
		125cc以下	2,400 円	2,400 円	1,600 円	
		ミニカー	3,700 円	3,700 円	2,500 円	
	自 動 車	2 輪	3,600 円	3,600 円	2,400 円	
		※ 3 輪	3,100 円	3,100 円	3,100 円	
		※4輪乗用	自家用	7,200 円	7,200 円	7,200 円
			営業用	5,500 円	5,500 円	5,500 円
		※4輪貨物	自家用	4,000 円	4,000 円	4,000 円
			営業用	3,000 円	3,000 円	3,000 円
		もっぱら雪上を走行するもの		3,000 円	3,000 円	2,400 円
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,000 円	2,000 円	1,600 円	
		その他のもの	5,900 円	5,900 円	4,700 円	
	2 輪の小型自動車		6,000 円	6,000 円	4,000 円	
たばこ税	一般(旧3級品以外)	千本につき	5,262 円	5,262 円	5,262 円	
	旧 3 級 品	千本につき	3,355 円	2,925 円	2,495 円	
都市計画税		0.3 %	0.3 %	0.3 %		
特別土地保有税	土地の保有		課税停止	課税停止	課税停止	
	土地の取得					
入湯税	1 人 1 日 につき		150 円	150 円	150 円	

※ 車種や年式によって軽課及び重課が適用される場合は、上記と異なる税額となります。

3 たばこ売上本数推移

(1) 一般売上本数

	平成22年度	平成23年度	前年 対比	平成24年度	前年 対比	平成25年度	前年 対比	平成26年度	前年 対比	平成27年度	前年 対比	平成28年度	前年 対比
4月	3,692,110	3,080,360	-16.6%	3,007,620	-2.4%	2,893,430	-3.8%	3,583,660	23.9%	2,811,990	-21.5%	2,859,683	1.7%
5月	3,740,550	2,230,800	-40.4%	3,085,536	38.3%	3,021,410	-2.1%	2,115,820	-30.0%	2,834,650	34.0%	2,631,978	-7.1%
6月	3,670,740	3,449,440	-6.0%	3,127,760	-9.3%	3,216,866	2.8%	2,759,110	-14.2%	2,892,270	4.8%	2,841,006	-1.8%
7月	3,797,791	3,260,222	-14.2%	2,969,900	-8.9%	2,837,357	-4.5%	2,997,630	5.6%	2,918,570	-2.6%	2,734,611	-6.3%
8月	4,045,250	3,654,420	-9.7%	3,203,597	-12.3%	3,320,700	3.7%	2,999,400	-9.7%	3,137,140	4.6%	2,853,008	-9.1%
9月	7,421,560	3,562,690	-52.0%	3,500,500	-1.7%	3,193,330	-8.8%	2,962,490	-7.2%	3,085,766	4.2%	3,193,199	3.5%
10月	1,099,420	3,240,214	194.7%	2,915,600	-10.0%	3,051,810	4.7%	3,000,881	-1.7%	2,977,655	-0.8%	2,879,187	-3.3%
11月	2,062,360	3,092,470	49.9%	3,340,813	8.0%	3,043,540	-8.9%	3,074,410	1.0%	2,860,566	-7.0%	2,912,478	1.8%
12月	3,080,160	3,093,464	0.4%	3,049,850	-1.4%	2,895,839	-5.0%	2,653,110	-8.4%	2,803,969	5.7%	2,647,586	-5.6%
1月	2,525,405	3,449,407	36.6%	3,384,480	-1.9%	3,346,570	-1.1%	3,308,930	-1.1%	3,161,434	-4.5%	3,118,807	-1.3%
2月	2,667,300	2,833,233	6.2%	2,618,440	-7.6%	2,798,370	6.9%	2,548,250	-8.9%	2,338,711	-8.2%	2,335,881	-0.1%
3月	4,008,180	2,823,940	-29.5%	2,642,530	-6.4%	2,755,480	4.3%	2,549,800	-7.5%	2,627,525	3.0%	2,458,982	-6.4%
合計	41,810,826	37,770,660	-9.7%	36,846,626	-2.4%	36,374,702	-1.3%	34,553,491	-5.0%	34,450,246	-0.3%	33,466,406	-2.9%
前年比	-	-4,040,166 本		-924,034 本		-471,924 本		-1,821,211 本		-103,245 本		-983,840 本	

(2) 旧3級品売上本数

	平成22年度	平成23年度	前年 対比	平成24年度	前年 対比	平成25年度	前年 対比	平成26年度	前年 対比	平成27年度	前年 対比	平成28年度	前年 対比
4月	149,260	242,600	62.5%	256,400	5.7%	279,600	9.0%	332,860	19.0%	304,300	-8.6%	412,400	35.5%
5月	171,240	31,800	-81.4%	265,740	735.7%	276,120	3.9%	228,400	-17.3%	300,400	31.5%	186,000	-38.1%
6月	155,380	106,860	-31.2%	264,040	147.1%	316,960	20.0%	311,400	-1.8%	312,140	0.2%	264,000	-15.4%
7月	166,000	181,980	9.6%	279,040	53.3%	275,620	-1.2%	331,600	20.3%	327,020	-1.4%	276,000	-15.6%
8月	182,340	268,400	47.2%	284,400	6.0%	340,660	19.8%	332,400	-2.4%	349,460	5.1%	285,400	-18.3%
9月	350,360	280,020	-20.1%	300,800	7.4%	310,000	3.1%	329,400	6.3%	342,840	4.1%	314,060	-8.4%
10月	131,000	263,400	101.1%	268,200	1.8%	322,400	20.2%	324,600	0.7%	336,460	3.7%	303,460	-9.8%
11月	236,180	274,800	16.4%	292,000	6.3%	329,660	12.9%	346,200	5.0%	350,680	1.3%	306,800	-12.5%
12月	283,800	256,120	-9.8%	266,480	4.0%	325,400	22.1%	305,180	-6.2%	337,780	10.7%	283,000	-16.2%
1月	239,860	281,040	17.2%	315,160	12.1%	338,000	7.2%	347,800	2.9%	348,000	0.1%	317,000	-8.9%
2月	235,600	226,140	-4.0%	231,860	2.5%	282,200	21.7%	272,000	-3.6%	240,980	-11.4%	235,580	-2.2%
3月	165,800	255,200	53.9%	250,620	-1.8%	326,760	30.4%	285,440	-12.6%	305,560	7.0%	263,000	-13.9%
合計	2,466,820	2,668,360	8.2%	3,274,740	22.7%	3,723,380	13.7%	3,747,280	0.6%	3,855,620	2.9%	3,446,700	-10.6%
前年比	-	201,540 本		606,380 本		448,640 本		23,900 本		108,340 本		-408,920 本	

4 平成29年度税制改正の主な内容

(1) 町民税

- ① 上場株式等に係る配当所得等については、総合課税、申告不要（源泉徴収のみ）、申告分離課税のいずれかを選択できることとされているところ、所得税の確定申告書が提出された場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等を明確化する。株式等譲渡所得割及び租税条約（取決め）締結相手国の投資事業組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる配当等についても、同様の改正をする。
- ② 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（所得割額の免除）について、適用期限を更に3年延長する。
- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（所得割額の軽減）について、適用期限を更に3年延長する。
（施行日 平成29年4月1日）

(2) 固定資産税

- ① 震災等により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして町長が認める償却資産について、被災者生活再建支援法が適用された区域内において取得等をした場合には、当該償却資産に係る固定資産税を最初の4年間2分の1とする。
- ② 居住用超高層建築物（高さが60メートルを超える建築物）に係る固定資産税について、居住の用に供する専有部分にあたっては、各区分所有者の税額を算出する際に用いる専有床面積を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正することとし、区分所有者全員による申出があった場合には、申し出た割合により固定資産税額を按分することを可能とする。
- ③ 震災等のあった区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地の固定資産税の按分の申出について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域内に存するときは、被災後4年度までの各年度において適用する。
- ④ 震災等により滅失・損壊した住宅の敷地であった土地について、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても、被災市街地復興推進地域内に存し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないと認められる場合において、現行の震災等の発生後2年度分から4年度分に拡充し、住宅用地とみなす措置を講ずる。
- ⑤ 耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当するものについて、当該改修が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税から3分の2を減額することとしており、減額を受けようとする者及び提出する申告書について規定する。なお、新築と同様に対象となる住宅は床面積が280㎡以下のものとし、減額の適用があるのは120㎡までの部分に限る。
（施行日 平成29年4月1日）

(3) 軽自動車税

① 平成 29 年度及び平成 30 年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車税について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずる。

(ア) 電気自動車及び天然ガス自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いものについて、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

(ウ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものについて、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

② 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額の生じた原因が、偽りその他の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。

なお、平成 28 年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の第三者にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。

(施行日 平成 29 年 4 月 1 日)

(4) 国民健康保険税

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27 万円（現行 26 万 5 千円）、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 49 万円（現行 48 万円）にそれぞれ引き上げる措置を講ずる。

(施行日 平成 29 年 4 月 1 日)

5 個人住民税所得割の所得控除等

(1) 人的控除の概要

	対象者	控除額		本人の所得要件
		所得税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除	38万円	33万円	年間所得 1,000万円以下
	配偶者控除	38万円	33万円	
	老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	48万円 + 35万円	38万円 + 23万円	
基礎的な人的控除	配偶者特別控除	最高 38万円 (配偶者の年間所得による)	最高 33万円	年間所得 1,000万円以下
	扶養親族	38万円	33万円	
	特定扶養親族	63万円	45万円	
	老人扶養親族	48万円	38万円	
	親族 (同居特別障害者加算) (同居老親等加算)	+ 35万円 + 10万円	+ 23万円 + 7万円	
特別な人的控除	障害者控除 (特別障害者控除)	27万円 40万円	26万円 30万円	
	寡婦控除 (特別寡婦加算)	27万円 + 8万円	26万円 + 4万円	①の場合 年間所得 500万円以下
特別な人的控除	寡夫控除	27万円	26万円	年間所得 500万円以下
	勤労学生控除	27万円	26万円	年金所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

(2) その他の所得控除制度等の概要

	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合、又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (損失の金額－保険等により補てんされた額)－総所得金額×10% ② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険等に} \\ \text{より補てん} \\ \text{された額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②総所得金額} \times 5\% \end{array} \right] = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額} \\ \text{200万円)}$
社 会 保 険 料 控 除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生 命 保 険 料 控 除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	<p>【旧制度】 支払った①生命保険料及び②個人年金保険料に応じて一定額を控除 限度額3万5千円・全体の限度額7万円(①+②)</p> <p>【新制度】 支払った①生命保険料(一般生命保険料・介護医療保険料)及び②個人年金保険料に応じて一定額を控除 限度額2万8千円・全体の限度額7万円(①+②)</p>
地 震 保 険 料 控 除	地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料を支払った場合に控除	<p>支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)</p> <p>平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、平成20年度分以後も引き続き従前の損害保険料控除を適用可能(最高限度額1万円)。</p> <p>地震保険料控除とともに適用する場合には、合わせて最高2万5千円。</p>
寄 附 金 控 除	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金 ③ 美幌町又は北海道の条例で定めるもの	<p>(次のいずれか低い方の金額－2千円)×10%</p> <p>ア 左の①～③に対する寄附金の合計額 イ 年間総所得金額等×30%</p> <p>※ ①については、上記の控除額に加え、寄附金のうち2千円を超える部分について、個人住民税所得割の2割を限度としてその金額が控除されます。</p>

6 国民健康保険税の種類と概要

税 目	課税標準	税 率	収入見込額(H29年度)
国民健康保険税			
一般被保険者			
医療給付費	均等割、平等割、 所得割、資産割	均等割 … 1人 24,500円	均等割 … 75,090 千円
		平等割 … 一般世帯 26,000円	平等割 … 40,966 千円
		特定世帯 13,000円	所得割 … 256,908 千円
		特定継続世帯 19,500円	資産割 … 25,093 千円
		所得割 … 被保険者の基礎控除後の所得金額(前年分)×7/100	
		資産割 … 当該年度の被保険者の固定資産税額×30/100	
		<限度額> 540,000円	計 398,057 千円
介護納付金	均等割、平等割、 所得割、資産割	均等割 … 1人 8,000円	均等割 … 10,092 千円
		平等割 … 1世帯 8,000円	平等割 … 7,734 千円
		所得割 … 被保険者の基礎控除後の所得金額(前年分)×1/100	所得割 … 26,150 千円
		資産割 … 当該年度の被保険者の固定資産税額×2/100	資産割 … 758 千円
		<限度額> 160,000円	計 44,734 千円
後期高齢者支援金	均等割、平等割、 所得割、資産割	均等割 … 1人 7,000円	均等割 … 22,674 千円
		平等割 … 一般世帯 10,000円	平等割 … 17,887 千円
		特定世帯 5,000円	所得割 … 81,455 千円
		特定継続世帯 7,500円	資産割 … 4,420 千円
		所得割 … 被保険者の基礎控除後の所得金額(前年分)×2.1/100	
		資産割 … 当該年度の被保険者の固定資産税額×5/100	
		<限度額> 190,000円	計 126,436 千円
退職被保険者			
医療給付費		一般被保険者医療給付費と同様	計 6,830 千円
介護納付金		一般被保険者介護納付金と同様	計 1,791 千円
後期高齢者支援金		一般被保険者後期高齢者支援金と同様	計 1,618 千円
* 保険税の減額措置について			
前年中の所得が次に該当する世帯は、均等割と平等割が減額される。			
7割減額 …… 世帯の前年中の総所得金額が33万円以下のとき。			
5割減額 …… 世帯の前年中の総所得金額が33万円を超え、次の算定方式で求めた額以下のとき。			
33万円+(被保険者数×27万円)			
2割減額 …… 7割・5割減額に該当しない世帯のうち、次の算定方式で求めた額以下のとき。			
33万円+(被保険者数×49万円)			
(注) 減額対象所得には、擬制世帯主の所得も含まれる。また、前年中の所得の申告されないと、この減額措置を受けられない場合がある。			

(注) 1. 収入見込額(H29年度)は、平成29年度当初予算額である。

2. 資産割の固定資産税額については、平成28年度より土地及び家屋に係る税額となります。



ゆるキャラ「ぎゅうたろう」

町 税 概 要

第 11 卷

平成 29 年 10 月

編集発行

美幌町総務部税務グループ

網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地